

鳥取県告示第186号

平成20年鳥取県告示第261号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成18年鳥取県告示第851号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>又は<u>平成19年鳥取県告示第984号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>